

2総第1582号
令和3年4月6日

安曇野市監査委員 川上 則文 様
安曇野市監査委員 山 中 崇 様
安曇野市監査委員 坂内 不二男 様

安曇野市長 宮澤 宗弘

令和2年度 財政援助団体等監査報告書に対する対応について（通知）

令和3年3月18日付2監査第156号により提出された「令和2年度財政援助団体等監査報告書」で改善等を求められた事項について、その措置を地方自治法第199条第14項の規定により、下記のとおり通知します。

記

○財政援助団体等監査報告書に対する対応
別紙のとおり

令和2年度 財政援助団体等監査（2 監査第 156 号）

改善を要する事項及び意見

頁	No.	改善を要する事項及び意見	措置（改善）状況（いつまで、どうする） 【所管課：福祉部福祉課】
P6 く P7	1	(1) 所管課について ア 業務計画書と業務報告書について 市は、業務の成果を確認し評価するために、当初予算額と決算額とを比較できる情報及び補正があったのであれば補正額並びにその理由を報告するよう指定管理者に指導すべきであったと思われます。	補正額並びにその理由を報告するよう指定管理者に対し指導を行います。
P7 く P8	2	イ 基本協定書について 毎年の指定管理料及び支払い回数は毎年「年度協定書」により定められています。 提出された資料に基づき監査したところ、安曇野エルチは令和元年度決算で約 3,286 万円の繰越金を計上しています。 (中略) 実態に基づき適切な指定管理料の水準を維持するために必要に応じて協定の変更を行い、指定管理料の見直しをする必要があると思われます。	令和3年度からの指定管理者の更新時で見直しを行いました。 今後も年度協定において、見直しを行っていきます。
P8	3	ウ 自立支援事業補助金を指定管理料に含めることについて 所管課からの聴取では令和3年度からこの補助金を指定管理料に含める意向であると伺いましたので、そのように進めていただくようお願いいたします。	就労センターでは、職場に行く事も含めて就労支援を行っており、自立支援事業は就労センターにとって不可欠な取り組みとなります。 令和3年度からの指定管理者の更新時で見直しを行い、今後は指定管理料に含めていきます。
	4	エ 年度協定書の記載内容について 年度協定書第3条に「基本協定書第22条に規定する指定管理料は、金〇〇円とする。」とありますが、指定管理料の支払いについては基本協定書の第23条に規定されており記載誤りと思われます。	令和2年度より、年度協定の記載内容については「第23条」に訂正済です。
	5	(2) 安曇野エルチについて 職員の処遇について 利用者へのサービス向上や事業継続には、モチベーションを持った人材を育成し組織の活性化を図っていくことが重要です。 職員の処遇について検討してください。	職員構成を見ると、その殆どが一度定年を過ぎ、第一線を退いた職員が3分の2を占めていて70歳以上の職員が7名いる状況です。 色々な事情を抱える利用者への対応は、社会経験の豊富な他分野で経験のある人材の集合体（組織）は有用と考えます。 賃金水準も年金を受給しながら働くことを前提に構成していたため低く抑えられていたもので、処遇改善に早急に取り組みます。 また近年、定年年齢も年々伸びて来ており、適任者の確保が難しい状況になっていますので、若い人材を確保し育成することにも早急に取り組みます。